

令和8年第2回

中津川市議会（定例会）追加議案

令和8年3月5日

令和8年第2回中津川市議会（定例会）追加議案目次

議第35号	中津川市介護保険条例の一部改正について・・・・・・・・・・ 3
-------	---------------------------------

議第35号

中津川市介護保険条例の一部改正について
中津川市介護保険条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和8年3月5日提出

中津川市長 小 栗 仁 志

提 案 説 明

介護保険法施行令の一部改正に伴い、この条例を定めようとする。

中津川市介護保険条例の一部を改正する条例

中津川市介護保険条例（平成12年中津川市条例第9号）の一部を次のように改正する。
附則に次の1条を加える。

（令和8年度分の保険料の減免の特例）

第12条 市長は、令和8年度分の保険料について、第11条第1項の規定にかかわらず次の各号のいずれかに該当する者は、令和8年度保険料算定において、課税非課税の判定について、住民税非課税者として判定する保険料率まで減免することができる。

（1） 介護保険法施行令の一部を改正する政令（令和7年政令第420号）及び介護保険法施行令の一部を改正する政令（令和8年政令第6号）の影響により住民税課税者として判定された者のうち、令和7年度に地方税法の規定による市町村民税が課されていない者又は中津川市税条例（昭和26年中津川市条例第11号）で定めるところにより当該市民税を全額減免された者（市民税の賦課期日において中津川市に住所を有しない者を除く。）

（2） その他市長が必要と認める者

2 第11条第2項の規定にかかわらず、前項の規定による減免は、申請によらず行うことができる。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。